

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日がと
る場合)

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により公示する。
平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 鹿 四 次

四 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定 (女性青少年課)

環境美化促進地区の指定 (廃棄物対策課)

土地改良事業の認可 (農村整備課)

保安林の指定の解除予定 (一件) (森林保全課)

一般国道の区域の決定 (道路課)

一般国道の供用の開始 (〃)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (五件) (〃)

開発行為に関する工事の完了 (〃)

ふぐ処理師試験等の実施 (県民生活課)

土地収用法による審理の開始 (管理課)

◇公 告

ふぐ処理師試験等の実施 (県民生活課)

土地収用法による審理の開始 (管理課)

鳥取県告示第七百六十五号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十一月鳥取県条例第二十四号) 第十二三条第

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名	お よ び 号 数	発行記号等
5 8 6 1	雑誌その他 の刊行物	熱烈熟女画報	1 9 9 7 . 6 V O L . 9	雑誌コード 07203-6 株式会社 英和出版社
5 8 6 2	〃	ビデオ・ザ・ワールド	9 7 年 6 月 号	雑誌コード 17673-6 株式会社 コアマガジン
5 8 6 3	〃	お隣りのお姉さん	1 9 9 7 . 9 月 号	雑誌 株式会社 サン出版
5 8 6 4	〃	お姉さんの生下着	写真ボーイ 8 月 増刊 号	雑誌 株式会社 サン出版
5 8 6 5	〃	生撮りアクション アクション写真	9 月 号 増刊	雑誌 株式会社 サン出版
5 8 6 6	〃	ギャルズ・ディー	J U L 1 9 9 7	雑誌 株式会社 ダイアプレス
5 8 6 7	Z e p p i n	1 9 9 7 , J U L . N o . 5 1	14443-7	雑誌コード 株式会社 ダイアプレス
5 8 6 8	ミルキー通信	1 9 9 7 - 7	08407-7	雑誌コード 株式会社 大洋書房

5869	"	A.F.マガジン お元気生写真6月号増刊号	雑誌 02198-6	株式会社 ビデオ出版
5870	"	マガジン・ウォー 9月号 N.O. 64	雑誌 08397-09	株式会社 マガジンマガジン
5871	"	マガジン・バン 9月号	雑誌 18385-09	株式会社 マガジンマガジン
5872	"	投稿ドッキリ写真 7月号	雑誌コード 16697-7	株式会社 明文社
5873	"	超天然素人娘 8月号 VOL. 33	雑誌コード 16217-8	雄出版社 株式会社
5874	"	素人ナンパ通信VOL. 14 TOKYOナンパ俱楽部8月号増刊	雑誌 16674-8	株式会社 ラン出版
5875	"	TOKYOナンパ俱楽部 1997 8月号	雑誌 16673-8	株式会社 ラン出版
5876	"	漫画エロトライブ 12月号	雑誌 18323-12	株式会社 蒼龍社
5877	"	漫画オリンピア 12月号	雑誌コード 07537-12	辰巳出版 株式会社
5878	"	週漫スペシャル 12月号	雑誌 14411-12	芳文社
5879	"	週漫スペシャルCUTE G.A.L 12月号	雑誌 14477-12	岩美町浦富地区
5880	録画テープ VOL. 3 高輪編	女子校生逆ナンパ	I.O.U-3	I.O.U
5881	"	悩ましのミニスカギャルズ	F.X.-002	フェリックス・ マクトリー 株式会社

鳥取県告示第七百六十六号

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成九年六月鳥取県条例第十五号）第十条第一項の規定に基づいて、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第四項の規定に所並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

以下の図面は、鳥取県生活環境部廃棄物対策課、各保健所及び保健所支所の区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

[地図]

地図名	市町村	地図の区域
印美町鴨が磯・城原地区	岩美町	1県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字網代六三五地先 終点 岩美郡岩美町大字田後五七四一地先 2-1に接する鴨が磯展望駐車場及び城原駐車場
岩美町浦富地区	岩美町	1県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字浦富三一八九一一六地 終点 岩美郡岩美町大字浦富一四七五一四地 先 先 2-2岩美郡岩美町大字浦富の一部（荒砂神社周辺の区域）
印美町石井温泉地区	岩美町	1町道石井中央線の次の区間

若桜町若桜駅前周辺地区	八東町ふる里の森地区	河原町	福部村	福部村砂丘地区
若桜町	八東町	河原町	福部村	福部村砂丘地区
1八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区 域）	1八頭郡八東町大字妻鹿野の一部（八東町ふる里の 区域）	1八頭郡河原町大字曳田二三一一地先（河原町桜づ つみ河川公園（中学校前公園）の区域）	1県道湯山鳥取線の次の区間 起点 烏取市との境界 終点 岩美郡福部村大字湯山二〇八三一一三地	2町道岩井平和橋線の次の区間 起点 町道岩井中央線 終点 岩美郡岩美町大字宇治四六一ー二地先
2町道丹比縦貫線の次の区間 起点 獣山林道分岐点 終点 八東町ふる里の森の入口	2八頭郡河原町渡一木二七七地先（河原町桜づつみ 河川公園（役場裏公園）の区域）	2八頭郡河原町大字湯山二二六四一八〇四 地先 終点 岩美郡福部村大字湯山の一部	2県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 県道湯山鳥取線 終点 岩美郡福部村大字湯山二二六四一八〇四 地先	3町道岩井平和橋線の次の区間 起点 町道岩井中央線 終点 岩美郡岩美町大字宇治四六一ー二地先

江府町大山環状道路地 江府町	1県道倉吉江府溝口線の次の区間
起点 日野郡江府町大字御机六三七一	一地先
終点 日野郡江府町大字御机八三八一	一六地先
21に接する鍵掛峠展望場及び駐車場	
二 指定年月日	
平成十年一月一日	

鳥取県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（単県土地改良事業高住地区区画整理）を平成九年十一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十号

次のように保安林の所在場所を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字吉ヶ谷山二二一の一・二二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十二号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十一月二十八日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東

水源のかん養
解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
四八二号	八頭郡船岡町大字殿宇摩地谷東平八五一 七八地先から同郡用瀬町大字赤波字下モ坂 三九九次一地先まで	八・五〇 九〇・〇	一、六〇四〇

鳥取県告示第七百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり

一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十一月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
四八二号	八頭郡船岡町大字殿宇摩地谷東平八五一 七八地先から同郡用瀬町大字赤波字下モ坂 三九九次一地先まで	平成九年十一月二十八日

鳥取県告示第七百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十条第一項の規定に基づき、福部村から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
福部都市計画下水道 福部村公共下水道
- 二 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

- 一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画地区計画 八丁田地区地区計画
- 二 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 二・二・九四号賀露南公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画汚物処理場 コンポストセンターいなば

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河原町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道 河原町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県知事第7回七十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、審査試験（昭和廿二年十二月三十日付）

第116条第2項の規定による公示を以てする。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 鹿 咲 次

開発許可の年月日及び番地

平成九年二月十四日 鳥取県知事 練業十回四日回十四時

開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南五丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南二丁目七八七

有限会社カレックス

代表取締役 森下 政義

公 告

ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願の受付期間

平成10年1月6日（火）から同月9日（金）まで（必着）

6 受験願の提出先

所轄保健所（住所地を管轄する保健所又は保健所支所をいう。以下同じ。）に提出すること。

1 試験の日時

（1） 学科試験 平成10年1月30日（金）午前10時から正午まで

(2) 実地試験 平成10年1月30日（金）午後1時から

2 試験の場所

(1) 学科試験 倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所

(2) 実地試験 倉吉市東巌城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格を有する者

(1) ふぐ処理師試験

平成10年1月30日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品衛生学

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成9年11月28日

鳥取県知事 西 尾 国 次

7 試験の日時

（1） 学科試験 平成10年1月30日（金）午前10時から正午まで

7 受験願の添付書類

すること。

平成9年11月28日

鳥取県公報

- (1) ふぐ処理師試験
 ア 戸籍抄本又は外国人登録済証明書
- イ 写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- ウ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事していることを証する書類
- (2) ふぐ調理師試験
 ア 写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）
- イ 調理師免許証の写し
- 8 受験手数料及びその納付方法
 受験手数料は、9,040円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
 なお、既納の手数料は、還付しない。
- 9 試験当日の携行品
 (1) 学科試験
 受験通知書及び筆記用具
 (2) 実地試験
 受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物
- 10 合格者の発表
 平成10年2月13日（金）に所轄保健所に掲示する。
- 11 その他
 (1) 受験願及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。
 (2) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 起業者の名称
 建設大臣

2 事業の種類
 一般国道53号改築工事（河原道路）及びこれに伴う町道付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
 平成9年11月4日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人

11 平成9年11月28日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第6932号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日 平成9年12月3日（水）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室
- 3 件名 一般国道53号改築工事（河原道路）及びこれに伴う町道付替工事